

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01323

研究課題名(和文) 矯正保護の専門化と官・民、官・官の協働による担い手構造の変革に関する日仏比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study between Japan and France on the Professionalization of Treatments of offenders and their Reformation of Structure of Bearers in Public-Private or Public-Public Collaborations

研究代表者

赤池 一将 (Akaike, Kazumasa)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30212393

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：「矯正保護は、本来、誰が担うべきか？」という問いを念頭に、本研究ではPFI刑務所、新しい拘禁刑、そして、再犯防止のための司法と福祉の連携策の登場によって、従来の行刑完結主義に基づく運営が困難となった日本の矯正保護制度を改革するための基本方針の検討を行った。

その際、矯正保護活動への多様な市民団体の恒常的な参加や、懲罰審を含む行刑運営への市民参加という「官・民の協働」、そして、刑事施設医療改革での司法省・保健省間の協働等の「官・官の協働」を推進したフランスの実務との比較を行った。また、そうした改革の基底にある刑罰観に多大な影響を及ぼしたフランスでの理論的基盤の検討を行い、論文等において発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、刑事施設医療改革、拘禁刑導入にともなう矯正処遇の改良、「司法と福祉の連携」強化等の目下の課題に取り組むために、矯正保護関係者と一般の種々の専門家や市民団体等との協働が不可欠であると認識されながらも、職員構成の完結主義からの要請が根強い。

この点で、業務の重要な部分をも、矯正職員以外の一般市民や専門家の自律的な運営に委ねるフランスとの比較から、一方で、「矯正保護は、本来、誰が担うべきか？」という問いについて日本の対極にある指向とそのルーツを示し、他方で、前述の諸課題を解決するための方策を提起する点に意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：Who should be in charge of corrections? With this question, this study examined basic policies for reforming Japan's correctional administration based on the traditional principle of self-support, which has become gradually difficult to operate, with the emergence of the PFI prisons, of the new imprisonment and of the cooperation between justice and welfare preventing recidivism.

In doing so, we compared the Japanese penal system and French system which has promoted both "public-private collaboration" of the constant participation of various associations in correctional activities or citizens in disciplinary audience, and "public-public collaboration," including collaboration between the Ministry of Justice and the Ministry of Health in the reform of medical care in penal institutions. And finally, we also have examined the theoretical foundation in France, which had a great influence on the view of punishment underlying such reforms, and presented them in articles etc.

研究分野：刑事法学

キーワード：矯正保護 官・民協働と官・官協働 アソシアシオン(NPO団体) 刑事施設医療の厚労省移管 刑事施設完結主義 PFI刑務所 拘禁刑 ミシェル・フーコー

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2006年の刑事収容施設法は、刑事施設の職員については、その13条で「刑務官」を規定するだけである。日本では、刑務所や少年院等の矯正施設においては、刑務官等の法務省矯正局の職員だけが、職種等により常勤・非常勤の別はあれ、被収容者に対する処遇を行っている。被収容者の処遇は施設の職員のみで行うという意味で、施設運営とともに職員構成についても、いわゆる完結主義が維持されている。2007年以降、特区法を用いたPFI刑務所において民間企業の職員が矯正職員による処遇に加わり、2009年の公共サービス改革法改正以降は、従来型施設においても刑事施設の運営に関わる一部業務が民間に委託される状況がある。ところが、これらの官民協働において企業に委託されるのは、国の職員が行う業務の補足的・非権力的部分に限られ、民間職員はあくまで「みなし公務員」として国の職員の指揮監督下で業務に従事するという職員構成の完結主義が墨守されている。

しかし、こうした職員体制を今後も維持するには多くの困難が予想される。すでに、全国の刑事施設で医官不足が続き、フランスを参考に、矯正医療を法務省から厚生省への移管し、医師（医官ではない）が施設内診療を行う可能性も議論されつつあった。従来型の医官配置が困難な刑務所のなかには、医療上の診療所の「管理」を自治体や医師個人へ委託して施設の医療を確保し、完結主義の例外を実質的に構成する試みが実施されていた。また、2017年以降、少年年齢の引下げ論と若年受刑者処遇の検討を端緒に、法制審議会は、自由刑を一本化した上で矯正処遇を充実させ、高齢受刑者、薬物累犯者等々の再犯予防のための多様な処遇方法の導入を検討したが、その効果的な実現には、医療、福祉、教育、就労等の外部の専門家が、施設の制約にとらわれずに各々の職業倫理に則って自律的に活動できる協働体制が必要とされる。さらに、2016年の再犯防止推進法は、政府に計画の策定を義務付け、法務省も再犯防止推進計画の検討を行った。「再犯防止推進計画（第一次）」には、刑務所出所者等の「就労・住居の確保等のための取組」、「保健医療・福祉サービス利用の促進のための取組」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組」等の重点課題が示され、「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組」、「地方公共団体との連携強化等のための取組」等の項目もこれに含められた。受刑者や出所者等を処遇する刑務官、保護観察官等のみでの計画の実施は難しく、自治体、医師会、市民団体等との協働がここでも重要となり、その協働の担い手をいかに確保するかが計画の成否に大きな影響をもつと考えられていた。

この点で、報告者が本研究前に検討を進めていたフランスの矯正施設では、矯正保護業務の重要な部分を、施設の職員以外の担い手が施設の指揮系統から離れて運営する長い伝統があるように思われた。刑事施設を参観すれば、人事異動で刑務所に赴任している教師や、土地の中核病院が刑務所内に開設した分院で診療を行う医師や看護師、自治体職員であるソーシャル・ワーカー、施設に常駐している行刑当番弁護士の姿を探ることができたとし、断酒や断薬等を目的とする自助団体、受刑者の種々の社会復帰支援を行う様々な団体、文化・スポーツ活動を堀の中で推進する市民団体(associations)等、施設長の指揮命令を直接受けることなく、それぞれの業務なり活動を自律的に行う多数の人々に遭遇してきた。少年施設においても同様の傾向は認められるが、そもそもフランスに現在52ある閉鎖型教育施設(CEF)と呼ばれる少年院のうち、その34施設が、国から資格を付与され一定の資金提供を受ける市民団体によって設立・運営されている民間施設であることに驚かされることになった。

上述のとおり、日本では、再犯防止と矯正処遇の多様化への関心とともに、種々の専門家を擁する自治体や市民団体との協働の必要性が意識されながらも、矯正保護の現場は刑務官や保護観察官が担うべきであるとする職員構成の完結主義が維持されてきた。しかし、完結主義のなかでの外部者の活動にはおのずと限界があり、「矯正保護を担うのは、刑務官や保護観察官等の国の職員でなければならないのか?」、「矯正保護は、本来、誰が担うべきか?」という問いを理論的に究明する作業が現在求められている。刑罰改革の前提として、この分野での他の行政機関や市民団体との協働が、フランスでなぜ活性化し、日本でなぜそうはならないのか、その歴史的経緯と法的・制度的枠組の差異を検討しておく必要があった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の刑事政策の現在の課題である再犯防止の推進と矯正処遇の多様化のための政策を効果的に展開するために、(1)フランスにおいて矯正保護政策への自治体や政府機関の参画(矯正保護分野での官・官の協働)や市民団体の参加(官・民の協働)が、なぜ可能とされ活性化したか - より具体的には、官・官、官・民の協働がいかなる法的・制度的設計に基づくか - を分析し、その上で、(2)日本の刑事政策の現代的要請のなかで、矯正保護における従来の職員構成の完結主義を克服して、多様な専門家の自律的関与による官・官の協働と官・民の協働をいかに実現すべきか、その法的・制度的設計を検討するものであった。

再犯予防や矯正処遇の政策分析は、矯正プログラムの効果等に関心を向けるものが多いが、本研究は、効果的運用の前提をなす担い手のあり方を問題化する点に特徴があった。報告者は、これまで矯正保護政策を推進する行刑の社会化論について、フランスの動向から「国による矯正処

遇を所与の前提として、施設生活の強制的契機を排除し、施設生活を塙の外の生活に近づける」第1段階の社会化と「完結主義自体を問題化し、施設生活を可能なかぎり外部の一般法と制度によって構成する」第2段階の社会化とに整理し、日本で第2段階への意識が不十分である点を指摘してきた。本研究では、フランスでの官・官協働と官・民協働の法的・制度的形態の具体的検討から第2の社会化の実現方法を操作的に定義するとともに、それを可能とする刑罰観の特徴を明らかにし、その上で、日本で矯正保護の実効性を担保する担い手の構造を構築するための道筋を、整備すべき法的・制度的課題として提示しようとするものであった。

3. 研究の方法

上記の研究目的の(1)の観点から、フランス司法省矯正局が、市民団体や他の行政機関といかなる矯正保護の協働体制を確立しているかを明らかにする。そのために、受刑者・出所者等の支援を行うフランスの代表的な市民団体について、その組織、財政基盤、歴史、活動内容、司法省や自治体との協定文書の内容等を具体的に検討しながら、聞き取り調査を実施する。次に、司法省矯正局本局(厚生保護課 SPIP を含む)において市民団体や他省庁との矯正保護に関する協働体制に関する聞き取り調査を実施して、矯正保護活動に従事する市民団体の総体について、その資格要件、資格付与手続、活動内容の実際、国および自治体等との協定内容等を踏まえて、その全体像を整理する。また、数カ所の施設(青少年司法保護局 PJJ の施設を含む)への聞き取りを実施し、施設側からみた自治体、市民団体との協定の実情について聞き取り調査も実施する。以上と並行して、官・民、官・官の協働体制が、刑罰をめぐるいかなる思想的基盤において支持されえたかについての検討を行う。

次に、研究目的(2)の観点から、行刑完結主義を維持しつつ矯正保護の担い手を整備してきた日本と前述のフランスの状況を比較して、近年の刑事政策の要請に応えるための矯正保護の新たな担い手を日本で確保するための方策について、その方向性を検討する。そのために、刑事施設医療に地域医療の導入を図る施設施設において、多様な専門家の関与による官・官の協働と官・民の協働の現状を把握し、専門家の自律性の確保の状況と課題について聞き取り調査を実施する。次に、日本政府の「再犯防止推進計画」の推進策や、懲役刑・禁錮刑の区別を廃止して導入される「拘禁刑」において「改善更生を図るため、必要な」作業や指導を誰が担うべきかについて、フランスでの現状を踏まえて、どのような人的整備が将来的に望まれるかを検討する。

4. 研究成果

研究目的(1)との関係では、フランスで受刑者・出所者等の支援を行う全国組織の市民団体として、出獄者等に対する住居提供等を援助する「連帯推進者同盟」(FNARS)、「カトリックの救済」(SECOURS CATHOLIQUES)、被収容者およびその家族への精神的・物質的支援で知られる「全国刑事施設訪問者団体」(ANVP)について上記の調査を実施し、矯正保護における市民団体の役割とその活動の概要を検討した。また、地方に独自の拠点を置き、地方自治体との協定と資金援助により、特色ある活動を展開する団体として、パリで市民団体が通常行ってきた、移民に対するフランス語教育活動に、保護観察所等からの依頼を受け、出獄者等を一般の市民として(犯歴の公表を求めずに)参加させる市民団体「なんにでも」(TOUT AUTRE CHOSE)にみられる市民団体の伝統的な関与方法と、他方で、貧窮者に対する就業・住宅支援等の援助だけでなく、国や県と協定を結び、予審段階での司法統制処分の監督や、捜査・公判中の被告人や被害者を対象とする、その生活ぶり、経歴、生活環境、人格特性、資力等の調査や、少年事件での社会調査や犯罪被害補償処分の実施、さらには、出所者等に対する法律相談、就業、住居、治療継続等の最長1年間の支援活動や、刑の修正措置による構外作業の実施等、これまで検察および行刑機関の専権とされてきた業務の一部を担う、グルノーブルの「出獄者の社会復帰を推進する地域市民団体」(AREPI)の新たな関与方法とを比較し、市民団体がその活動により二分化している状況を検討した。また、青少年司法保護局(PJJ)のもとで、官・官、官・民の交錯がもっとも顕著にみられる少年保護・矯正について、マルセイユの「青少年の家」から「少年刑事施設」までの各施設において、官・官、官・民の現場での表れ方を確認した。そして、種々の市民活動の関与が、どのような刑罰観により支えられてきたかを、そうした活動の画期となった1970年代の「監獄情報集団」(GIP)の活動と、そこでの哲学者ミシェル・フーコーの刑罰分析から検討した。

研究目的(2)との関係では、近時、日本で喫緊の政策課題として取り上げられてきた刑事施設医療における外部委託のあり方について、また、懲役・禁錮に代わって導入される新自由刑である「拘禁刑」において強調される「改善更生」の積極展開のための民間資源活用の問題について、フランスにおける官・官と官・民の協働のあり方とその分析を踏まえて、日本の現状の問題性と課題解決の方向性についての検討を行った。いずれの検討も、その詳細は「主な発表論文等」掲載文献等を参照されたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 43号
2. 論文標題 「作業」と「指導」は「刑の内容」か？	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 矯正講座	6. 最初と最後の頁 1 - 19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 63巻1号
2. 論文標題 特集 刑事施設医療と刑罰理論の焦点：「刑の執行」とは何か－企画の趣旨	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 63 - 1
2. 論文標題 「刑の執行」とはなにか 企画の趣旨（特集 刑事施設医療と刑罰理論の焦点）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 1 - 6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 43
2. 論文標題 「作業」と「指導」は「刑の内容」か？	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 矯正講座	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 63-3
2. 論文標題 行刑規律論からの検討 (特集 自由刑・施設内処遇の改革)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KAZUMASA AKAIKE (props recueillis par Clemence Lulu)	4. 巻 N° 10
2. 論文標題 Entretien avec KAZUMASA AKAIKE	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 TEMPURA un magazine sur le Japon	6. 最初と最後の頁 64-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 1
2. 論文標題 拘禁刑をめぐる素朴な問いの覚え書き	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 土井政和・福島至古稀祝賀論文集 刑事司法と社会的援助の交錯	6. 最初と最後の頁 10-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 46
2. 論文標題 刑事政策理念と再犯予防	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 21-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 109
2. 論文標題 刑事施設において求められる医療水準	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊 刑事弁護	6. 最初と最後の頁 123 - 130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 2020
2. 論文標題 刑事政策理念と再犯防止	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本犯罪社会学会 第47回大会報告要旨集	6. 最初と最後の頁 7 - 8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 赤池一将	4. 巻 40号
2. 論文標題 刑事施設医療の改革提案をめぐる二、三の誤解について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 矯正講座	6. 最初と最後の頁 1 - 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 赤池一将
2. 発表標題 自由刑・施設内処遇の改革：行刑規律論からの検討
3. 学会等名 日本刑法学会大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 赤池一将
2. 発表標題 自由刑・施設内処遇の改革 行刑規律論からの検討
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 赤池一将
2. 発表標題 「刑の執行」とはなにか - 企画の趣旨 (特集) 刑事施設医療と刑罰理論の焦点
3. 学会等名 日本刑法学会関西部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 赤池一将
2. 発表標題 刑事政策理念と再犯防止
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 赤池一将
2. 発表標題 刑事政策理念と再犯予防
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 赤池一将	4. 発行年 2024年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 264
3. 書名 『監獄の誕生』と刑罰学の言説	

1. 著者名 赤池一将編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 540
3. 書名 刑事施設の医療をいかに改革するか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計4件

国際研究集会 Colloque Regards sur la prison 2020-2021	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 フランス刑事施設における懲罰審への市民参加	開催年 2024年～2024年
国際研究集会 無期受刑者・長期受刑者の処遇	開催年 2024年～2024年
国際研究集会 Les associations, et leurs activites concernant le milieu ouvert	開催年 2023年～2023年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------